

公益財団法人 MR 認定センター著作権利用規程

(目的)

第1条 本規程は、著作権法(以下「法」という)に基づき、公益財団法人 MR 認定センター(以下「センター」という)が発行する著作物(以下「本件著作物」という)に関する権利の取扱いおよび利用に関する基準を定め、著作権の保護と適正な管理・運用を目的とする。

(定義)

第2条 本規程において「本件著作物」とは、センターが作成し、発行し、又は公表する次の著作物をいう。

- (1) MR 基礎試験問題(過去の MR 認定試験問題を含む)
- (2) MR テキスト紙版及び電子版(MR ポータルに掲載された MR テキスト電子版を含む)
- (3) MR ポータルに掲載される基礎教育学習・認定プログラムおよび更新時救済プログラムのテスト(ドリルを含む)に出題される問題
- (4) センターホームページ及び MR ポータルに掲載されている各種コンテンツ
- (5) センターが公表した委員会報告書、調査報告書その他これらに類する報告書
- (6) センターが認定企業等に提供する講習会等の説明資料
- (7) センターが発行するその他の出版物

2 本規程において「著作物の二次利用」とは、本件著作物を紙媒体・電子媒体問わず、次の態様により利用する行為をいう。

- (1) 複製： 本件著作物を印刷・写真・録音・録画その他の方法により有形的に複製する行為
- (2) 公衆送信等： 本件著作物をインターネット等により公衆に送信し、又はこれを送信可能化する行為
- (3) 頒布： 本件著作物の複製物を販売、貸与その他の方法により公衆に提供する行為
- (4) 転載： 本件著作物の全部または一部を複製し、他の媒体(紙媒体・電子媒体・ウェブサイト・SNSを含む)に掲載し、又は公衆に提供する行為をいう
- (5) 翻案： 本件著作物の表現を翻訳、編曲、変形、脚色その他の方法により改変し、新たな著作物を創作する行為

3 本規程において「二次的著作物」とは、法第2条第1項第11号および第12条第1項に基づき、本件著作物を翻訳、編曲、変形、脚色その他の方法により翻案して創作した著作物をいう。

4 本規程において「二次利用物」とは、本件著作物の二次利用によって作成された物をいう。ただし、二次利用物は、二次的著作物を包摂する概念である。

- 5 本規程において「利用希望者」とは、本件著作物の二次利用を希望する者をいい、「利用者」とは、センターから本件著作物の二次利用の許諾を受けた者をいう。

(著作権等の帰属)

第3条 第2条1項記載の本件著作物の著作権等の帰属は、次のとおりとする。

- (1) MR 基礎試験(過去の MR 認定試験を含む)問題の著作権は、センターに帰属する
- (2) MR テキストの著作権は執筆者に帰属し、当該著作物に係る出版権はセンターに帰属する
- (3) センターホームページ及び MR ポータルに掲載される各種コンテンツの著作権は、センター又は当該コンテンツの制作を行った者に帰属する
- (4) 基礎教育学習・認定プログラムおよび更新時救済プログラムのテスト(ドリルを含む)に出題される問題の著作権は、当該問題を作成した者に帰属する
- (5) センターが公表する委員会報告書、調査報告書その他これらに類する報告書の著作権は、センターに帰属する
- (6) センターが発行する各種出版物の著作権及び出版権はセンターに帰属する

(著作権等の管理)

第4条 本規程第2条第1項第1号から第7号に掲げる本件著作物の著作権その他の権利は、センターが当該権利者を代表して管理し、適正に運用する。

(無断利用の禁止)

第5条 利用希望者は、本件著作物を、センターの許諾なく二次利用してはならない。

- 2 利用希望者は、センターに対し、所定の様式(様式 C-1 又は様式 C-2)により本件著作物の利用申請を行い、センターの許諾を得なければならない。
- 3 利用希望者は、第2条第1項第5号および第6号に掲げる本件著作物については、センターの許諾を得ずに二次利用することができる。ただし、その内容を改変してはならない。
- 4 本規程第2条第1項第6号に掲げる本件著作物については、MR 認定要綱第2条第8項に定める認定企業が社内利用に限り、センターの許諾を得ずに二次利用することができる。ただし、その内容を改変してはならない。

(禁止事項)

第6条 利用希望者は、本件著作物の二次利用のうち、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本規程第2条第1項第1号に掲げた本件著作物(MR基礎試験問題及び過去のMR認定試験問題)を二次利用すること。ただし、センターが特別に認める場合を除く
- (2) 本規程第2条第1項第2号に掲げた本件著作物の図表を複製すること

- (3) 本規程第2条第1項第3号に掲げた本件著作物(基礎教育学習・認定プログラム及び更新時救済プログラムのテスト(ドリルを含む))に出題される問題)を二次利用すること

(許諾申請)

第7条 本規程第2条第1項第2号に掲げる本件著作物を二次利用する場合、利用希望者は事前に「MR テキスト二次利用申請書」(様式 C-1)にて申請しなければならない。

- 2 本規程第2条第1項第4号、第5号および第7号に掲げる本件著作物を二次利用する場合、利用希望者は事前に「MR 認定センター著作物二次利用申請書」(様式 C-2)にて申請しなければならない。

(無償許諾)

第8条 MR 認定要綱第2条第8項で定める認定企業が、本規程第2条第1項第1号乃至第3号を除く本件著作物について、出典を明示した上で一部を転載して社内利用する場合には、利用希望者は、原則として無償で当該本件著作物の二次利用の許諾を受けることができる。ただし、利用希望者は、センターに対し、あらかじめ第7条に定める許諾申請を行わなければならない。

(有償での許諾)

第9条 次の各号に該当する場合は、第10条で定める基準に従い著作権利用料を支払うことを条件として、センターは二次利用を許諾することができる。

- (1) 本件著作物を利用して問題集その他の二次利用物を作成し、第三者へ販売する場合(ただし第2条第1項第1号に掲げるMR 基礎試験問題を含む場合を除く)
- (2) MR テキストを複製して講義資料等を作成する場合
- (3) MR テキストを翻案し要点集等を作成する場合
- (4) 本件著作物の一部の図表等を転載して二次利用物を作成する場合
- (5) その他、センターが有償での許諾が適当と認めた場合

(著作権利用料)

第10条 前条第1号から第4号に該当し、本件著作物を販売目的で二次利用する場合、利用者は次の計算式により著作権利用料を支払うものとする。

$$\text{著作権利用料} = \text{頒布価格(税抜)} \times \text{販売部数} \times \text{掲載割合} \times \text{著作権利用料率}$$

- 2 各号に定める著作権利用料率は次のとおりとする。ただし、センターは必要に応じて著作権利用料率を改定することができる。

- (1) 第9条第1号に該当する場合:24%
- (2) 第9条第2号に該当する場合:12%
- (3) 第9条第3号及び第4号に該当する場合:別途定める

(結果の通知)

第 11 条 センターは、利用希望者から提出された利用申請書を審査し、利用の諾否および著作権利用料の要否について速やかに通知しなければならない。

(二次利用物の提出)

第 12 条 有償で二次利用を許諾された利用者は、二次利用物が完成した後、速やかに当該二次利用物の見本 1 部をセンターに提出しなければならない。

(著作権利用料の支払い)

第 13 条 有償で二次利用を許諾された利用者は、当該二次利用物の販売実績を、販売年度末にセンターに報告しなければならない。なお、利用者は、センターの申出があった場合、販売実績を疎明する資料の調査に応じなければならない。

- 2 センターは、前項の報告に基づき著作権利用料を算出し、利用者に請求書を発行しなければならない。
- 3 利用者は、センターが発行した請求書に基づき、著作権利用料をセンターが指定する期日までに支払わなければならない。

(利用期間)

第 14 条 センターが許諾する本件著作物の二次利用の期間(以下「利用期間」という)は、当該許諾に際してセンターが定める期間とする。

- 2 利用希望者は、利用期間を超えて本件著作物を二次利用してはならない。
- 3 利用期間の更新又は延長を希望する場合は、利用希望者は、利用期間満了日までに、あらかじめセンターに対し、その旨を申請し、再度の許諾を得なければならない。

(規程違反への措置)

第 15 条 センターは、利用希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、当該利用希望者に対し、二次利用の許諾の全部又は一部を取り消すこと、及び将来にわたる二次利用の許諾を行わないことができる。

- (1) 本規程又は本規程に基づく許諾条件に違反した場合
- (2) センターに対し虚偽又は不正確な内容の申請、報告又は説明を行った場合
- (3) 許諾された利用期間又は利用範囲を超えて本件著作物を二次利用した場合
- (4) その他、センターが本規程の趣旨に照らし不適切と判断した場合

- 2 前項の規定は、センターが当該利用希望者に対し、必要に応じて是正措置を求めることを妨げない。
- 3 本条の規定は、センターが当該利用希望者に対して損害賠償その他の法的措置を講ずることを妨げない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2021(令和3)年4月1日より施行する。

この要綱は、2026(令和8)年4月20日に改正し、施行する。

(移行措置)

この本規程の施行にあたり、移行措置を次のとおり定める。

- 1 本規程の施行にあたり、2026(令和8)年4月19日までにセンターへ本件著作物の二次利用を申請し、かつ従来方式の申請に基づいて許諾を得た場合は、これを2026(令和8)年度中有効とする。